

第2次菊川市総合計画策定方針

平成27年2月

1 策定の趣旨

本市は、平成17年1月17日に小笠郡小笠町と菊川町との合併により誕生し、市発足以来、合併協議会により策定されました「新市まちづくり計画」を踏まえ、市民の皆さまとの協働によるまちづくりを目指し、「第1次菊川市総合計画」に掲げる将来像「みどり次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきました。

本市が誕生して10年が経過する中、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生など自然災害に対する防災意識の高揚など、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

このような状況の中、現行の「第1次菊川市総合計画」が平成28年度末をもって満了することから、本市を取り巻く社会環境・経済情勢・市民ニーズ等の変化に的確に対応するため、「次期総合計画」を策定します。

また、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行（平成23年8月1日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第2条第4項）が撤廃されましたが、市政を総合的かつ計画的に運営するためには、本市が目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた施策や事業を総合的かつ体系的に示す総合的な計画は依然として必要であり、また、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、持続可能なまちづくりを進めていくための基本的な指針として必要不可欠であることから、平成26年第2回菊川市議会定例会において「菊川市総合計画条例」を制定し、市の最上位の計画として策定します。

2 計画の名称

この計画の名称は、「第2次菊川市総合計画」とします。

3 策定にあたっての基本的な考え

第2次菊川市総合計画は、大きく変動する社会情勢の中で、その時々々の市民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、市民と行政との協働のもとで、厳しい財政環境に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、次の基本的考え方のもとに計画を策定します。

(1) 計画を策定するにあたり検討する課題

人口の減少と人口構成の変化、超高齢化社会の到来、インフラの老朽化の進展、防災対策など、大きく変動する社会情勢や、現在の時代認識を踏まえた新たな課題に対し検討します。

(2) 時代の要求に対応できる計画づくり

多様な市民ニーズを踏まえながら、その時々々の社会情勢や財政状況等を勘案し、より社会的変化に対応できる計画とします。

(3) 目標を明確にした市民に分かりやすい計画づくり

市民とまちづくりの目標を共有し、協働によるまちづくりを推進するため、目標となる指標や施策の達成状況、事業効果などをわかりやすく示した計画とします。

(4) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策実施のための方向性を示す上位計画として位置付けます。

4 計画策定年度

平成26・27・28年度の3ヵ年で策定します。

5 総合計画の期間と構成

第2次総合計画の計画期間と構成については次のとおりとします。

(1) 計画期間と構成

計画期間	平成29年度から平成37年度の9年間
計画構成	「基本構想」と「実行計画」の2層構成

① 基本構想

基本構想は、菊川市が目指す将来都市像・理念・使命など、まちづくりのビジョンを明確にし、政策の基本目標（政策テーマ）を定め、その実現に向けた政策体系を示すものです。計画期間は平成29年度から平成37年度の9年間とします。

② 実行計画

実行計画は、基本構想に定めた将来都市像の実現や、政策を戦略的に推進するため、主要な施策に基づく重点事業と基本事業の2種類を掲げ、計画期間内の具体的な事業内容を示すものです。重点事業の期間は4年間とし、基本事業の期間は3年間とします。

また、実行計画は社会環境、経済情勢、市民ニーズの変化に対応した実効性のある計画とするため、毎年度ローリング方式により、進捗状況、達成状況の把握、見直しを行い次の実行計画に反映させると共に、予算編成や財政計画作成の基礎資料とします。

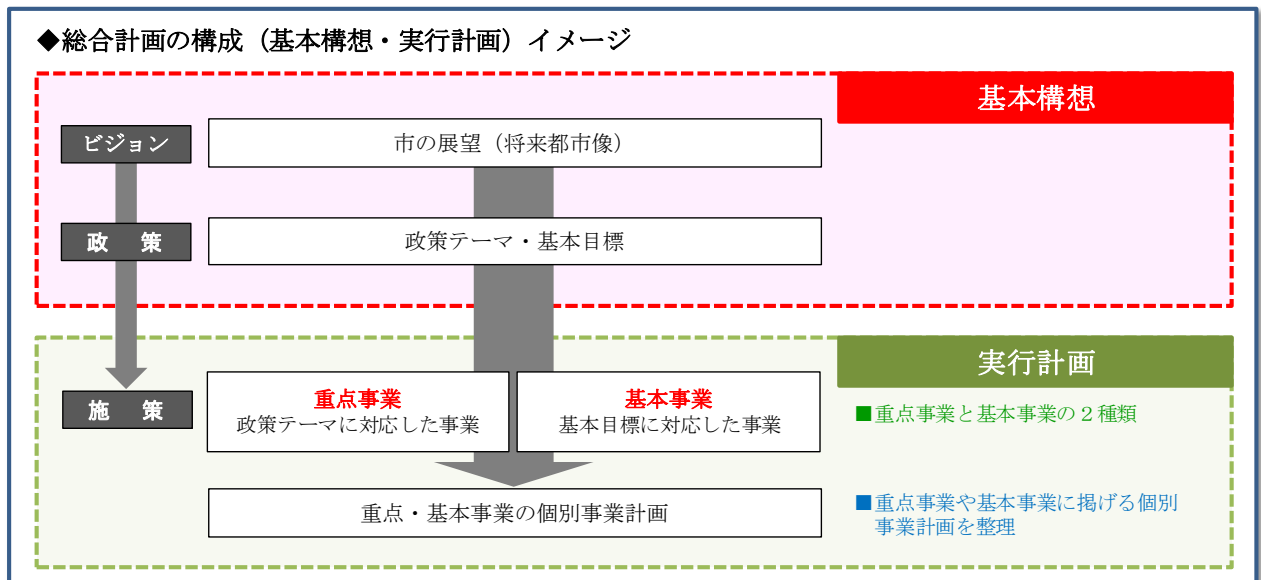
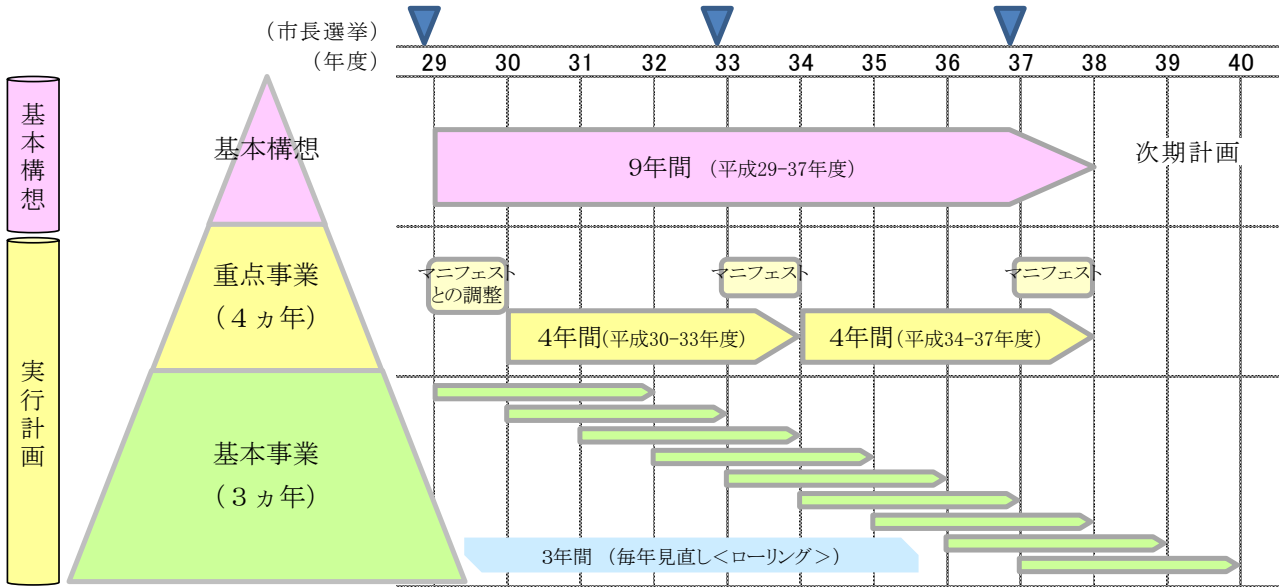
ア. 重点事業 基本構想に掲げる政策の柱に基づく重点事業の計画を掲載。

イ. 基本事業 基本構想に掲げる政策の柱に基づく基本事業の計画を掲載。

(2) 進捗管理

総合計画の進捗管理を的確に実施するため、指標を用いた評価を実施します。

<総合計画の期間と構成（基本構想・実行計画）イメージ図>



6 策定体制

計画策定にあたり、円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置します。

(1) 菊川市総合計画審議会 < 菊川市総合計画条例 >

目的	基本構想の策定及び進捗、検証に関する事項を調査・審議する組織。
役割	総合計画案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、総合計画の進捗や検証についても調査審議します。
対象	公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で構成します。

(2) 菊川市総合計画庁内策定委員会 < 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱 >

目的	総合計画の原案を作成する組織。
役割	総合計画に関する計画原案を作成します。
対象	副市長を委員長に、教育長、各部長職をもって構成します。

(3) 菊川市総合計画庁内策定部会 < 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱 >

目的	総合計画の素案を作成する組織。
役割	各部署の計画素案作成のため資料収集等を行い素案を作成します。
対象	各部長、課長で構成します。

7 市民参加

総合計画の策定に際し、市民の意向や意見、要望などを反映させるため、次の市民参加を行い計画全般にわたり市民参加に努めます。

(1) 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見等を把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生等

- ◆ 団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
- ◆ 中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
- ◆ 高等生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
- ◆ 大学生等とは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

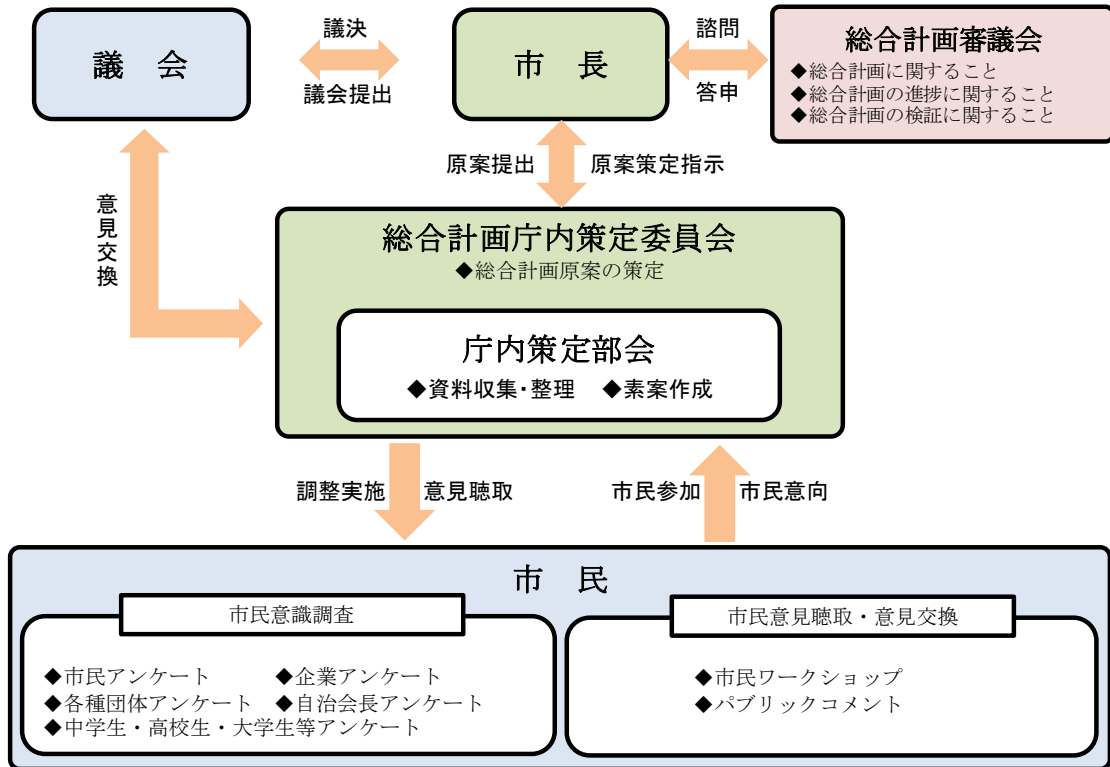
(2) 市民ワークショップ

目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

(3) パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、行政運営の構成の確保と透明性の向上を図ります。
対象	市民等

< 総合計画策定組織図 >



8 策定スケジュール

総合計画の策定スケジュール（予定）は、次のとおりです。

区分	平成26年度		平成27年度				平成28年度			
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
基本構想		→								
実行計画						→				
審議会		→								
市議会		→								
庁内策定委員会		→								
庁内策定部会		→								
意識調査	→									
ワークショップ			→							
パブリックコメント						→				